

短期入所生活介護 稲村ガ崎きしろ
施設サービス利用料金表

介護保険適用サービス

基本サービス／介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型介護老人福祉施設サービス費(Ⅰ)	736円／日	810円／日	882円／日	956円／日	1019円／日

加算サービス名称	負担額／日	サービス内容(算定要件)
管理栄養士配置加算	13円／日	管理栄養士を1名以上配置している。
夜間看護体制加算	11円／日	看護職員により病院との連携により24時間連絡体制を確保し、かつ健康上の管理等を行う体制を確保している。看取り指針の策定、職員研修の実施等を行っている。
送迎	192円／片道	利用者宅までの送迎の実施としての片道分

注: 鎌倉市の場合、介護保険法で規定される単位／日に10.40を乗じた額の1割が1日の利用者負担額となります。(端数切り上げ)

施設サービスでは、入居者と施設との間の契約により、食費・居住費の全額を入居者が負担することになっています。ただし、入居者が市町村民税世帯非課税等の所得者である場合には、食費・居住費の利用者負担は、所得に応じた一定額(負担限度額)までとなり、負担の軽減が図られています。負担限度額認定は市町村への申請となります。

利用者負担	対象となる人(次のいずれかに該当する場合)	食費	居住費
第1段階	①市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 ②生活保護受給者 ③境界層該当者	300	820
第2段階	①市町村民税世帯非課税であって(合計所得金額+課税年金収入額)の年額が80万円以下である人 ②境界層該当者	390	820
第3段階	①市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階に該当しない人 ②境界層該当者 ③市町村民税課税世帯の特例減額措置が適用される人	650	1,640
第4段階	利用者負担第1段階、第2段階、第3段階のいずれにも該当しない人	1,620	2,960

※市町村民税世帯非課税: 世帯主およびすべての世帯員が市町村民税非課税者、または市町村の条例による市町村民税免除者

※境界層該当者: 本来適用すべき食費・居住費・高額介護サービス費等の基準等を適用すれば生活保護が必要となるが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護が必要でなくなる人

※一日あたりの金額です